

昨年3月新柳川市が誕生し、私たち旧1市2町の議員52名（1名欠員）は、1年7ヶ月間の在任特例の適用を受け、その任期最後の議会が8月25日から9月13日までの20日間の会期で開催されました。また、先立ち7月19日、20日に臨時議会が開催されました。

今回の議会では、これからの新市建設の基本となるマスタープランや平成17年度予算の決算、今年度予算の補正など32議案が審議されました。特に決算は、新柳川市になって初年度の予算であったわけですが、マスタープランと重ね合わせたとき、これからの新市建設にあたっての課題が見えてきたように思います。

以下、主なものをご報告申し上げます。



佐々木創主議会報告 13号

平成18年第3回臨時議会 会期：7月19日、20日

○平成18年度一般会計補正予算（第3号）が全員賛成で可決されました

当初予算に、歳入・歳出とも155,310千円追加され、予算総額が28,321,910千円となりました。

内容は、まず瀬高町から西鉄柳川駅を經由し両開までのルートで運行されている堀川バスへの運行補助金の追加2,719千円、福祉バス運行見直しに伴う委託料などで3068千円、大和および三橋福祉センター送迎バス委託料1,023千円、市民温水プール改修費148,500千円などです。

まず、堀川バスが今年9月で両開線の運行停止を予定していました。というのも赤字拡大により柳川市、瀬高町に補助金の増額を求めていましたが、その補助額が大きいため運行停止も含め堀川バスと柳川市、瀬高町で協議されていました。その結果、両開線のうち乗降客が少ない水の郷以南のみを廃止することで決着しました。それに伴い両開地区の交通手段がなくなるため、福祉巡回バスの運行をより充実させることになりました。また、三橋・大和の福祉センターへの送迎バスを、水の郷まで延長させることになりました。

○市民温水プールが来年の3月頃オープンすることになりました

昨年来、懸案事項でありました旧県南女性センター問題については、市民温水プールとして再活用することになったことは既にご報告しましたが、今回の補正予算で、改修費が可決されたことにより室内や機械設備などが改修されます。併せて、管理条例が整備され、来年の3月頃オープンの予定で、プールの運営は民間業者に委託されることとなります。利用料は、一般が200円、子供と65歳以上が100円となりますが、市民の皆さんからは、旧県南女性センターはそもそも赤字が原因で廃止となったのだから、利用料はもう少し高くてもいいのではという声も聞かれます。

○ピアス問題について

市長および市長派議員と反市長派議員の対立の一因であったこの問題ですが、問題解明のため昨年の12月議会で百条委員会が設置され調査されてきましたが、委員長からその結果が報告されました。

委員長報告では、ピアス社から買収した土地・建物を再度ピアス社に貸付した経緯とその交渉過程が不明朗、旧大和町議会への説明不足、環境調査が不十分、売買代金の支払期日が非合理的などの問題点を指摘し、土壌・水質・アスベトの環境調査、アスベト除去に関しピアス社の責任であることを明確にする、当該用地の今後の安全な活用方法の策定、市長に対しこの件に関する反省などを求めることが結論として報告されました。

そして採決へと移り、市長派、反市長派議員から、それぞれ反対、賛成討論が行われ、採決の結果、賛成多数で、採択されました。

確かに、当時の石田町長の議会への配慮を欠いた独断的行動が見られ、契約の経緯も指摘されても仕方ない部分、環境調査のずさんさなども見られます。しかし、まず、この百条委員会設置にあたり、委員選定は偏りのないものにすべきでした。というのも、この百条委員会は、市長派議員が委員就任を辞退したことにより反市長派議員（1人の無所属は除く）のみで構成されてしまいました。私は市長派議員の無責任さと、それを受け入れた反市長派の片手落ちを指摘せざるを得ません。ましてや、この問題は、既に司直の手に委ねられていることから、設置自体反対しました。

今私たちに課せられた課題は、厳しい財政状況の適正化のための行財政改革、新市の具体的建設計画の作成、次の時代に向けた都市基盤整備、旧1市2町の均衡ある地域整備と市民サービスなど、課題は山積しています。私たちの柳川市は合併による国から与えられた優遇期間の中にいます。待たなしの状況です。市政の停滞は、後々に大きな悪影響をもたらします。したがって、私は当初のとおり、委員会の結論に対する採決は、反対しました。

一般社会と比較してはいけないのかもしれませんが、対立や喧嘩というものはお互いの意見を聞いてみると片方だけが悪いとはいえない場合がほとんどです。私は、この件やこれまでの対立を客観的に見てきて、旧大和町で結着がついているこの件に関し、なぜいまさら問題にしなければならないのか、問題は中身よりその動機にあると思います。市民を思い、明日の柳川を見据え、もっと前向きな姿勢で取り組むべきだと思います。また、市長にも反市長派議員から反目されるだけの原因があるのではないかと思います。市長は、新柳川市の初代市長です。もっと大きく手を広げて、包容力を持って議会と付き合ってもらえば、きっと展開も変わってくると思うのですが。それがひいては新柳川市発展、市民の皆さんの幸せにつながることになるのですから。

平成18年度第4回定例議会 会期：8月25日～9月13日

○平成17年度一般会計決算が賛成多数で可決しました

平成17年度の、一般会計と国民健康保険・老人保険・水道事業・下水道事業・住宅新築資金・公共用地先行取得の特別会計の決算が、それぞれ担当委員会で審査され、本会議で可決しました。

◇一般会計

一般会計決算は、私の所属します総務委員会全員とその他委員会から2名ずつで構成される決算審査特別委員会(19名)で審査されました。

内容は、歳入総額30,142,235,958円、歳出総額29,712,872,574円で、差し引き額429,363,384円となり、翌年度への繰越49,265,700円を差し引き、実質収支が380,097,684円の黒字決算となりました。

この平成17年度予算は、新市誕生後の初年度の予算であるため、旧1市2町の事業を踏襲した予算となっております。下の表を見ていただければわかる通り、歳入では、市の純粋な税収減である地方税は、全体の約20%で、地方交付税、国・県の補助金と借金である地方債に頼っていることがわかります。具体的には、まず地方税は恒久減税の削減、老年者控除の廃止などに伴い増加しています。地方譲与税は三位一体の改革に伴う税源移譲により増加、地方交付税は合併による優遇措置などにより増加。国・県支出金も柳川駅東部区画整理事業などの大型事業などにより増加。市債も合併特例債を活用したまちづくり振興基金(23億円)創設で大幅に増えています。

歳出では、人件費・扶助費(社会福祉費)・建設事業、公債費(地方債の返済額)が大きな割合を占めており、様々な団体や活動に対する補助費も大きくなっています。

また、国が進めている三位一体の改革による影響は、国庫補助金削減が△390,000千円、税源移譲が490,000千円で、大きな影響は出ていないようです。

その中で、人件費は消防関係が一般会計へ繰り入れられたため増額していますが、合併による効果も見られます。まず、議会では合併により役職などが減ったことにより△4,217千円、4役の報酬も役職減(旧1市2町の4役の12人から4人へ減)で△130,160千円、市の諮問委員などの特別職の報酬も△10,388千円などとなっています。

また、市民サービス、各種団体などへの補助金など、旧1市2町で均一でないものがあり、今年度中に統一されることとなりますが、その格差が改めて浮き彫りとなりました。その市民サービスのなかで、生活道路の舗装・側溝整備などは平成13年ごろを100とすると、平成17年度が46.1%(旧柳川：42.5%、旧大和：28.7%、旧三橋：171.7%)となっており、年々減額傾向にあります。これは、厳しい財政事情のなか、当然の成り行きかもしれませんが、行財政改革を進める上で、市民サービスの低下につながらないか、財政状況とのバランス、各地域への予算配分の仕方の検討が必要であることを指摘しました。

これからの地方自治体は、市民との協業なしには地域運営はままなりません。柳川市も例外では

ありません。大きな効果をあげている「安全安心まちづくり活動」のように、行政と市民が一体となって、より市民の皆さんの協力を受けながら、地域作りをしていかなければなりません。そういう状況下、以前から水路管理をはじめ様々な分野で市民レベルの各種委員会に報奨金を支給して協力をしてもらっています。しかし、なかには全く機能していないものもあつたり、地域活性化助成金が個人へ配分されるなど不適正なものもあるようです。そういったものを、再度検証し、見直す必要があります。また、地域のコミュニティは、これからの地域活性化のキーワードとなります。地域活動が盛んな地域は、連帯も強く、地域問題に対する関心も高く、自主的な道路清掃、河川清掃など盛んであるように、行政運営の一翼を担っています。したがって、これからは地域コミュニティの育成、行政と地域の関わり合い、地域への補助金のあり方などより効果があがるようなシステム作りが必要です。

なお、**合併特例債**は、まちづくり振興基金 2,345,500 千円、市の主要施設を光ファイバーでつなぐ地域イントラネット事業 45,700 千円、駅東部土地区画整理事業 200,000 千円など、総額で 3,503,100 千円となっています。

また、平成 17 年度末の市債（借金）残高は、32,422,216 千円となっており、市民一人あたりに換算しますと約 42 万円となります。

平成 17 年度一般会計決算

| 歳入 | | | | | 歳出 | | | | |
|-------------|------------|-------|------------|------------|-----------------------|------------|-------|------------|------------|
| 単位：千円 | | | | | 単位：千円 | | | | |
| | 平成 17 年度 | | 平成 16 年度 | 増減 | | 平成 17 年度 | | 平成 16 年度 | 増減 |
| | 決算額 | 構成 | 決算額 | | | 決算額 | 構成 | 決算額 | |
| 地方税 | 5,948,769 | 19.7% | 5,703,962 | 244,807 | 人件費 | 5,486,256 | 18.5% | 5,369,387 | 116,869 |
| 地方譲与税 | 651,415 | 2.2% | 531,442 | 119,973 | 扶助費 | 4,790,440 | 16.1% | 3,800,561 | 989,879 |
| 利子割交付金 | 34,633 | 0.1% | 52,302 | -17,669 | 公債費 | 2,973,254 | 10.0% | 2,960,460 | 12,794 |
| 配当割交付金 | 15,690 | 0.1% | 8,915 | 6,775 | 物件費 | 2,946,060 | 9.9% | 2,981,914 | -35,854 |
| 株式等譲渡所得割交付金 | 19,993 | 0.4% | 10,006 | 9,987 | 維持補修費 | 151,905 | 0.5% | 272,611 | -120,706 |
| 地方消費税交付金 | 639,636 | 2.1% | 683,745 | -44,109 | 補助費等 | 2,002,923 | 6.7% | 2,378,231 | -375,308 |
| 自動車取得税交付金 | 219,187 | 0.7% | 236,031 | -16,844 | 繰出し金 | 2,354,068 | 7.9% | 2,333,428 | 20,640 |
| 地方特例交付金 | 183,291 | 0.6% | 196,470 | -13,179 | 積立金 | 3,456,656 | 11.6% | 3,629,524 | -172,868 |
| 地方交付税 | 8,973,533 | 29.8% | 8,078,453 | 895,080 | 投資及び出資金等 | 298,223 | 1.0% | 334,064 | -35,841 |
| 交通安全対策交付金 | 17,089 | 0.1% | 17,298 | -209 | 普通建設事業費 | 4,998,806 | 16.8% | 6,006,671 | -1,007,865 |
| 分担金及び負担金 | 477,177 | 1.6% | 473,956 | 3,221 | 補助事業費 | 2,203,508 | | 2,798,518 | -595,010 |
| 使用料及び手数料 | 388,489 | 1.3% | 389,408 | -919 | 単独事業費 | 2,153,567 | | 2,658,431 | -504,864 |
| 国庫支出金 | 3,951,410 | 13.1% | 2,854,365 | 1,097,045 | 県営事業負担金 | 632,983 | | 534,264 | 98,719 |
| 県支出金 | 2,097,114 | 7.0% | 2,310,179 | -213,065 | その他 | 8,748 | | 15,458 | -6,710 |
| 財産収入 | 47,102 | 0.2% | 136,096 | -88,994 | 災害復旧費 | 263,481 | 0.9% | 360,177 | -96,696 |
| 寄付金 | 50,656 | 0.2% | 11,263 | 39,393 | 合計 | 29,722,072 | 100% | 30,427,028 | -704,956 |
| 繰入金 | 126,859 | 0.4% | 5,159,649 | -5,032,790 | 用語 | | | | |
| 繰越金 | 800,088 | 2.7% | 656,349 | 143,739 | 扶助費：生活保護、福祉事業関係 | | | | |
| 諸収入 | 486,604 | 1.6% | 833,873 | -347,269 | 公債費：市債（借金の）元利償還・利子の費用 | | | | |
| 地方債 | 5,014,500 | 16.6% | 2,875,500 | 2,139,000 | 需要費：役務費、備品購入費、委託料など | | | | |
| 合計 | 30,143,235 | 100% | 31,219,262 | -1,076,027 | | | | | |

◇その他特別会計（単位：円）

- 国民健康保険特別会計 歳入：8,950,484,400 歳出：8,559,408,308 差引：391,076,092
前年度繰越金を差し引いた単年度収支：-207333065
- 老人保険特別会計 歳入：9,017,646,299 歳出：9,152,492,324 差引：-134846025
不足分は、平成 18 年度からの繰上げで充当
- 下水道事業特別会計 歳入：1,511,750,302 歳出：1,457,760,907 差引：-134,846,025
不足分は、平成 18 年度からの繰上げで充当

その他、水道事業特別会計は、事業に関する収益的収支が、収益 1,422,257,038、費用 1,402,811,097 で、13,377,710 の純利益となっています。また、旧三橋町から引き継がれた住宅新築資金特別会計（同和対策事業）は平成 8 年度で事業が終了し、貸付金の返済業務を行っており、歳入 13,308,242 歳出 11,199,924。公共用地先行取得特別会計は、用地取得がありませんでした。

○第 1 次柳川市総合計画基本構想（マスタープラン）が賛成多数で可決されました

これは、新柳川市となり、これからの目指すべきまちの将来像を実現していくため、10 年間の基本的な設計図となるもので、この構想をもとに 3 年間ごとの計画を作成し、実行していくこととなります。この構想は、合併の折作成された「新市建設計画」に基づくものです。この基本構想をもとに、具体的事業として計画が練られます。抽象的構想をどう具体化していくのが問題です。その最初の 3 年間の計画は今年中にまとめられることとなりますが、新議会がしっかりとチェックしていく必要があります。

○平成 18 年度補正予算（第 4 号）が賛成多数で可決されました

歳入、歳出とも 908,300 千円が追加され、予算総額が 29,230,210,000 千円となりました。

主なものは、ピアス跡地土壌調査委託料 3,000 千円、行政評価システム導入委託料 3,000 千円、地域コミュニティ調査委託料 1,000 千円、九州縦貫道瀬高柳川インターチェンジ取付道路工事負担金 47,000 千円、農業振興地域整備計画策定業務委託料 4,000 千円、玄米色彩選別機補助金 59,808 千円（柳川、皿垣）、垂見保育園改修費 84,599 千円、公民館建設補助費 7,903 千円（江曲南、野田、内開）、7 月の大雨による災害復旧費 414,696 千円（道路 210,251 千円、農業施設 204,445 千円）などです。

この中で、いくつか内容を説明します。

・ ピアス跡地土壌調査委託料

これについては、この紙面の 1 ページ目にも書いていますが、百条委員会の結論に土壌調査を求めています。このことにつき、市長が百条委員会のなかで土壌の調査は行っており、汚染されていないと言質を変えるのかといった質問がされました。それに対し、市長は、大和町で行った土壌調査は厳正なもので、汚染されているとは思わない。しかし、百条委員会の結論として汚染の可能性があるというなら、もう一度行って自分の主張の正しさを証明したいとのことでした。

・ 行政評価システム

この行政評価システムというのは、現在全国の先進的自治体で既に導入されており、行政内の業務内容、様々な事業、職員の働きについて、まず目標を持った計画を立て、それに基づき実行し、その結果を評価し、反省点を踏まえた新たな計画を立て、行政運営の質向上、職員の意識改革と質向上を目指し、行政内部はもとより市民にもわかりやすいより質の高い行政運営を目指そうというものです。

・ 地域コミュニティ調査

現在、市内各地域では、地域作り、防災、環境対策、福祉、子供育成など様々な地域活動が行われています。その活動内容は、地域によって活動のしかた、活動の濃淡も様々のようです。これからの街づくりは、行政と市民が手を携えていく、行政と市民の協業の必要が全国的に叫ばれています。また、今回の議会で承認されたマスタープランにも謳われています。これまでのように、行政任せにするのではなく、市民が自分たちの住む地域のことは自分たちの責任と努力で行う。次の時代のやり方として、行政と市民の役割を明確化し、ともに手を携えて街づくりを行っていく。そういう姿を目標として、まず、現在の実態を把握する必要があります。今回の補正予算は、その手始めとして、地域活動の実態を調査するための費用です。

○平成 18 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）が全員賛成で可決されました

歳入歳出とも 493,670 千円を追加し、予算総額が 9,431,570 千円となりました。

内容は、現在の健康保険制度は市町村単位で行われておりますが、国の制度改正により、医療行為 1 件につき 30 万円超のものを県単位とし、県内の市町村が出し合う拠出金で賄われることとなります。従

って、30万円超の医療行為が多い市町村は、拠出金額より多い交付金を受け取ることになり、他の市町村の拠出金で賄われるということになります。そうすると、不公平が生じることになるため、国では、今後、医療費抑制策として健康診断受診の義務化、老人保険制度改正に併せ交付金の多い自治体にはペナルティ、少ない自治体には優遇措置をとることなどが検討されているようです。

そこで、今回の補正予算では、柳川市は519,794,000千円の拠出に対し、611,696,000千円の交付金を受け取っていますので、県内の他の市町村より30万円以上の医療行為が多いということになり、医療費抑制のための対策が必要です。

○平成18年度水道事業特別会計が全員賛成で可決されました

今回の補正は、当初計画していた災害などによる幹線破損の場合などを想定したバイパス管の整備事業費が変更になったことによるもので、工事請負費を426,000千円追加し、それに伴う予算を調整するものです。

○10月1日の選挙で選ばれる市議会議員（定数30）の報酬が決まりました

現在の議員報酬は、旧柳川市の議員が388,000円（旧柳川市で40万円を3%削減申し合わせ）、旧大和町三橋町が25,900円となっていますが、この件に関し市民の代表で構成される特別職等報酬審議会で検討された結果、議長：455,900円、副議長：407,400円、議員：388,000円となりました。また、本会議、委員会に出席した場合に支払われる費用弁償（1,500円/1回）も廃止されることになりました。そして、4年後には定数が24となりますが、その報酬額については新たに検討されることとなります。

○柳川市食料・農業・農村基本条例が制定されました

現在、日本の農業は、貿易自由化、農業者の高齢化、食の安全性・多様化により、取り巻く環境は大きく変化し、柳川市においても農業は基幹産業であり、農業振興は大きな課題です。

そこで、農業者、市民、関係団体が連携することで農業振興を図っていこうというもので、それぞれの役割を明確化し、将来の柳川農業のあり方を明確化していくため条例が整備されました。今後、この条例をもとに市民の代表で構成される協議会を立ち上げ、より具体的な計画を策定していくこととなります。

○企業誘致を促進するため企業立地促進条例が全面改正されました

これまで、企業誘致促進のため事務所の新設などに対する奨励金、新規雇用に対する雇用奨励金の制度がありましたが、今回、その適用条件を緩和し、まず企業に対する奨励金を廃止し、条件として投下固定資産総額が2100万円以上で新規雇用者3人以上の事業者に対し、固定資産税を3年間免除、雇用奨励金として、新規雇用者一人あたり15万円（学卒の場合30万円）が支給されます。

企業誘致は、税収源の少ない地方自治体にとって大きな課題であり、市民の雇用の場確保、特に若者の地域定着のため重要であります。今回の改正により企業立地が促進されることを望みますが、都市基盤整備など企業立地にとって魅力ある街づくり、若者が定着できるような街づくりが大切です。

○出産祝い金が増額されます

出生率の低下が大きな問題となっていますが、現在柳川市では出産費用の一部として出産育児一時金を30万円支給しておりますが、条例が改正され35万円に引き上げられることになりました。

○沖端に待望の駐車場ができることとなります

柳川は観光地でありながら、駐車場不足が悩みの種でした。この度、沖端の西海伍詰さんの跡地に市営駐車場が整備され、白秋祭の前、10月中にオープン予定です。規模としては、大型バスで7台、普通乗用車で40台の駐車が可能で、料金は普通乗用車300円、マイクロバス1,000円、大型バス1,500円となっています。

ただ、高畑や市外地域でも駐車場は不足しており、これから柳川の歴史文化財産や新たな観光資源の発掘するなど新たな観光振興策の策定が求められますが、そういった全体計画を作る中で、駐車場問題も解決していく必要があります。

○市町村型合併浄化槽について

昨年来懸案事項となり、6月議会で提案され継続審議となっていたこの件ですが、今回、再度教育民生委員会で審議された結果、継続審査との審査結果が報告され、本会議で賛成多数で継続審査となりました。現在の議会の任期が10月20日までのため、今回、継続審査となったことで審議未了で廃案となることとなります。

この件は、これまで報告してきたとおり汚水処理率の低い現状を打開するため、市が直営で1万機の合併浄化槽を設置していくというものです。現在の個人設置型に比べ、個人負担が5人槽で約10万円と格段に安くなり、設置が進むことが期待されます。しかし、市町村型の場合、市の財産となり維持管理、補修、その手続き作業、そのための人員確保が必要です。行政にとって財政・事務負担、将来的にもかなりの負担が予想されます。また、これまで個人で設置してきたものとの負担格差、市への移管のことなどが明確になっていません。そういった課題解決のため、市が当初考えていた新規設置業務すべてを民間に委託するという方法をとらざるを得なくなると思います。これは10年間で1万機ということで100億円もの一大事業であることから、市から委託を受ける1民間会社が100億円もの利権、さらには住宅内のトイレなどの改修工事などまで含めると200億円を越す大きな事業の権限を握ることとなります。その利益を、市内の業界が等しく享受できる方法を考え出す必要があります。したがって、中途半端なままスタートしてしまうと、後戻りできないこととなります。

そして、この事業費総額は約100億円となりますが、そのうち補助金などを除くと地方債60億円の発行が必要で、償還金など市の純粋な持ち出しが46億円となり、大きな財政支出が伴います。6月議会の一般質問で指摘したように、合併の折の財政計画は裏付けとなる根拠が乏しくなっており、新たな財政計画の作成が急務となっています。これから新市建設に向け、現在進行中の駅東部区画整理事業、中島地区密集市街地整備事業、漁業団地などの大型事業、さらに新たな都市計画に基づく基盤整備、小学校改修、大和・三橋の校区公民館建設（地域要望事項）など様々な事業が予想され、その事業費は莫大なものになります。こういったものを含め、しっかりとした財政計画に基づく、10年間の必要事業計画を建てる議論の中で、この事業の方法・事業規模などを検討し、実行すべきだと考えます。

○県介護保険広域連合からの脱退について

前回の議会報告でご報告しましたこの件について、今議会開会を前に市長から報告がありました。結果として、脱退は断念せざるを得ないということです。

福岡県介護保険広域連合は、市町村が単独で介護保険を運営するより、多くの自治体が合同で運営すれば、スケールメリットとしての事務の効率化と事務経費の軽減、保険料の軽減ができるという謳い文句で平成12年にスタートしました。しかし、筑後地区の旧柳川以外の市すべてが広域連合の先行きを不安視して、単独運営を選んだことでわかるように、謳い文句とは裏腹に給付費が膨れ上がり、予想通り保険料の引き上げとなったわけで、給付費の少ない加盟自治体から不満の声が上がり、3段階の保険料設定となったわけです。ここ数年の市町村合併のなかで広域連合からの脱退が相次ぎ、給付費の高い自治体の割合が高くなり、広域連合の財政運営は益々苦しくなっています。そんな中、給付費の低い柳川市の脱退は、広域連合にとって大きな痛手となるわけで、予想通り広域連合の会議で反対意見が相次いだということです。

前回もご報告したとおり、脱退するには加盟自治体のすべての承認が得られた場合と、市町村合併により旧自治体なくなるときの二つしかありません。柳川市は、今年の合併の時のタイミングを逃してしまいました。合併協議会のテーブルにも上げられませんでした。その協定項目を了承した私達議員の認識不足、勉強不足を反省し、皆様にはお詫びを申し上げます。ところが、水面下合併協議の事務レベルではこの件に関し相当議論されていたようです。その中身を表舞台に上げていればと思うと、悔やまれます。行政情報開示のあり方を検証しなければなりません。さらに、市長によると、1市2町の合併期日まで、手続きや単独運営の準備など時間が足りなかった。将来の新たな合併を見据え広域連合に加盟している瀬高町、山川町、高田町に配慮したとの説明がありました。しかし、時間的には充分間に合ったはずですが、なぜなら、配慮したはずの瀬高・山川・高田は「みやま市」として駆け込み合併の手続きの短い期間で、脱退を果たしたのですから。

いままでもお話ししてきたとおり、いま、地方行政のあり方が問われています。行政は、どうしても保守的となり、前例踏襲主義に陥りがちです。これから、国に頼ることのない自治の確立が求められ

ています。そのためにも、市民から付託を受けた私達議員が、もっと研鑽を積み、レベルを上げ、行政をリードしていかなくてはならないと強く思った次第です。議員の一人の人間としての能力は限界があります。しかし、付託を受けた市民の皆様と行政と議会が同じ価値観と情報を共有しながらことに当たれば、新しいアイデア、大きな力が生まれてくるはずだと思います。今後とも更なるご指導ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

御礼

平成15年4月旧柳川市議会議員選挙に初当選させていただいてから、早や3年5ヶ月となり、10月20日で任期を終えることになりました。今回の議会最終日、閉会にあたり、緊張感と期待感を持って最初の議会に望んだときのことを思い出しました。国と地方のあり方が見直される中、新柳川市の誕生という大きな転換期の議員。その大きな責任を担わしていただく誇りを確認しながらの3年5ヶ月でした。やりがいを感じながらも自分の能力のなさ、更なる研鑽を痛感させられることも少なくありませんでした。特に新柳川市となってから、大きな決断を迫られることもありました。私に付託をいただいた994名の皆様への責任を肩に背負いながら、同時に大きな力として、そういった局面を乗り切ることが出来ました。さらに、ご支援いただく皆さんを大きな力として、堂々と主張してまいりました。

これから、次の時代に向けた新市建設が始まります。それは、荒波の中で行政と議会と市民が、ともに力を合わせながら築いていかなくてはなりません。それは、未来の柳川に対する私たち市民一人ひとりの責務です。私も、その一員として、今後も責任を果たしてきたいと思います。最後に、改めてご支援いただいた皆様に御礼と感謝を申し上げます。

平成18年9月14日

柳川市議会議員

佐々木創主

柳川市新外町119-2

TEL:0944-75-6057 FAX:0944-75-6058

MAIL:soshu.s@nifty.com

<http://homepage3.nifty.com/soshu/>

《佐々木創主略歴》

| | |
|-----------|-----------------------|
| 昭和34年 | 柳川市大浜町生まれ |
| 昭和59年 | 専修大学卒業 リゾート開発会社を経て |
| 平成2年～12年 | 衆議院議員秘書 |
| 平成13年～14年 | 東京海上火災保険(株)社員 |
| 平成15年 | 旧柳川市議会議員選挙当選 |